

# 高所得者の負担3割

企業社員の負担を重くする。

介護保険制度見直し 大企業社員は保険料増

厚生労働相の諮問機関、社会保障審議会の部会は昨日、介護保険制度見直しに向けた意見書をまとめた。所得が高い高齢者らのサービス利用時の負担を二割から三割に増やすほか、中間所得層の月額負担の上限を引き上げる。四十六歳が支払う保険料では、大

きに応じた負担を求めた。

が十兆円を超える中、高齢者と現役世代の双方に経済力に応じた負担を求めた。来年の通常国会に介護保険法改正案を提出する。

厚労省は、訪問介護のうち掃除や調理などの「生活援助」について、要介護一、二の人向けのサービスを介護保険の対象から外すことを検討したが、反発が強かつたため見送り、引き続き保険で利用できることにした。

介護サービス利用時の自己負担は原則一割だが、昨年八月、単身で年金収入だけの場合、年収三百八十万円以上の人を二割にした。厚労省はこのうち年収三百八十三万円以上の人について、二〇一八年八月に二割に引き上げたい考え。対象者は最大で利用者全体の3%、約十三万人となる見通しだ。